

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに

使用しないことを求める意見書

沖縄県では、太平洋戦争末期に住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある平和の礎には、昨年6月時点で沖縄戦で亡くなった24万1593人の氏名が、国籍や軍人、民間人の区別なく刻銘されている。

摩文仁を中心に広がる沖縄本島の南部地域は、昭和47年（1972年）の沖縄の本土復帰に伴い、戦跡としては我が国唯一の国定公園に指定されたが、同地域には、沖縄戦で犠牲となった民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

しかし、普天間飛行場移設に伴う辺野古沿岸部の埋立てについて沖縄本島の南部地域の土砂が使用される可能性が指摘されている。戦争で亡くなった人々の遺骨がなお残されている場所を掘り起こし、軍事施設の建設に使用することは、人道上許されることではない。

また、平和の礎に刻銘されている犠牲者は沖縄県民のみでなく、昨年6月時点で大阪府出身者だけでも2339人に上るなど、戦争の犠牲は全国に及んでおり、遺骨収集は日本全体で取り組むべき問題である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月21日

高石市議会